

介護予防・日常生活支援総合事業における 通常型通所サービス・活動A重要事項説明書

当事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業における通常型通所サービス・活動Aの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人あいあい
主たる事務所の所在地	三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号
代表者（職名・氏名）	理事 湯浅 しおり
設立年月日	平成12年12月22日
電話番号	0597-23-3007

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	在宅ケアグループあいあい	
サービスの種類	通常型通所サービス・活動A	
事業所の所在地	三重県尾鷲市矢浜四丁目1番41号	
事業所の管理者	東 理恵	
電話番号	0597-49-0141	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日	24A1000207
利用定員	通所15名、サービス・活動A3名	
通常の事業の実施地域	尾鷲市・紀北町	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	47.90㎡
静養室	ベッド1床
相談室	1室
浴室	一般浴
送迎車	2台

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、紀北広域連合、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通常型通所サービス・活動Aの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、紀北広域連合が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通常型通所サービス・活動Aの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

サービス	内 容
機能訓練	日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービス
食事の提供	栄養士が作成する献立を調理し、希望・好みに合わせた食事の提供
健康チェック	血圧・体温チェック等
入浴	利用者の状態に合わせた入浴
生活相談	利用者及び家族の日常における介護、手続き等に関する相談等
送迎	送迎が必要な利用者に対しての送迎サービス

※通常型通所サービス・活動Aのサービス内容は日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等です。

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。（但し、要相談）
営業時間	午前8時から午後5時まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後4時30分まで

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容（令和8年7月1日現在）

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		従業者の管理等、利用申込調整、計画作成等
生活相談員	2		生活指導
看護職員		5	健康チェック
介護職員	2	3	養護
機能訓練指導員		5	日常動作訓練
運転手		1	利用者の送迎

8. 利用料等

（1）通常型通所サービス・活動Aの利用料

【基本部分】

利用回数	利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
月額報酬 月4回以上 （週1回）	事業対象者 要支援1・要支援2	13,300円	1,330円	2,660円	3,990円
月額報酬 月8回以上 （週2回）	事業対象者 要支援2	26,600円	2,660円	5,320円	7,980円
1回報酬 月3回まで （週1回）	事業対象者 要支援1・要支援2	3,330円	333円	666円	999円
1回報酬 月7回まで （週2回）	事業対象者 要支援2				

【加算】

利用回数	サービス提供体制強化加算	介護職員等処遇改善加算	同一建物減算 （サ高住のみ）
事業対象者 要支援1・2 （週1回）	88円／月	122円／月	－376円／月
事業対象者 要支援2 （週2回）	122円／月	245円／月	－752円／月

※1回報酬の場合の介護職員等処遇改善加算は31円／回、同一建物減算は－94円／回

- ・若年性認知症利用者受入加算 240円／月（対象者のみ）
- ・入浴支援加算 40円／回（対象者のみ）
- ・高齢者虐待防止措置実施の有無：基準型
- ・業務継続計画策定の有無：基準型

【その他】

- ・昼食代は、1日あたり645円です。
- とろみ剤使用の方は上記金額の他に、1日当たり別途150円です。

- ・介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は1日あたり5,045円です。
(昼食代込)
- ・実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円いただきます。なお、車輛に限りがあり、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。
- ・介護度等変更により金額が変更になった場合は、重要事項説明書別紙にて署名をお願いします。

(2) 支払い方法

上記の当月利用料金、その他の費用の請求書は、翌月15日までに通知します。翌月末日までに口座引き落とし、指定金融機関への振込み又は、現金でのお支払いをお願いします。

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・通常型通所サービス・活動Aの提供により事故が発生した場合は、速やかに紀北広域連合、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・通常型通所サービス・活動Aの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- ・損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

11. 非常災害対策

- ・防災時には消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防火管理者を選任するとともに、消火設備、非常放送設備等、必要な設備を常に良好に保ちます。防火管理者：沖中武輝
- ・消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

相談窓口：在宅ケアグループあいあい

責任者 湯浅しおり 管理者 東理恵

受付時間：午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）

電話番号：0597-49-0141

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

- ・三重県国民健康保険団体連合会苦情窓口 電話：０５９－２２２－４１６５
- ・紀北広域連合 電話：０５９７－３５－０８８８
- ・尾鷲市福祉保健課 電話：０５９７－２３－８２０１
- ・紀北町福祉保健課 電話：０５９７－４６－３１２２

１３．秘密保持

- ・事業者及びサービス従事者は、サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。
- ・上記に拘わらず、お客様に医療上必要性がある場合、お客様に係る事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様又はその家族等の個人情報を用いる必要がある場合には、お客様の事前の合意を書面により得るものとします。

１４．虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 東理恵
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を年１回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ・虐待防止のための指針の整備をしています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するために年１回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- ・サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１５．身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ・非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ・一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 衛生管理等について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施します。

17. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する**通常型通所サービス・活動A**の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. ハラスメント等

事業所は、適切な通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	三重県尾鷲市矢浜四丁目1番41号
	事業所名	在宅ケアグループあいあい
	説明者氏名	

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏 名

代筆者氏名 (続柄)